

川崎市障害児施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、障害児施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の届出)

第2条 法第21条の5の26第2項、第24条の19の2及び第24条の38第2項の規定による届出は、規則第18条の38第1項、第25条の23の2第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項について、指定障害児通所支援事業者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（第1号様式）により、指定障害児入所施設及び指定児童発達支援センター（以下「指定障害児入所施設等」という。）の設置者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（第1号様式の2）により、指定障害児相談支援事業者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（第1号様式の3）により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第21条の5の26第3項、第24条の19の2及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、規則第18条の38第2項、第25条の23の2第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項について、指定障害児通所支援事業者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（届出事項の変更）（第2号様式）により、指定障害児入所施設等の設置者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（届出事項の変更）（第2号様式の2）により、指定障害児相談支援事業者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（届出事項の変更）（第2号様式の3）により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第21条の5の26第4項、第24条の19の2及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、規則第18条の38第3項、第25条の23の2第3項及び第25条の26の9第3項の規定に基づいて、指定障害児通所支援事業者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（第1号様式）により、指定障害児入所施設等の設置者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（第1号様式の2）により、指定障害児相談支援事業者は、法に基づく業務管理体制の整備に関する届出書（第1号様式の3）により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から第4条までの規定による届出に関し、国、県及び市町村に対して、情報を提供することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、障害児施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。